

1 趣旨

森林環境税の課税開始等に伴い、横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号。以下「規則」という。）の一部を改正しました。

2 改正の概要

- (1) 森林環境税が令和6年度から課税開始されることに伴い、賦課徴収に必要な様式の改正を行いました（第6号様式（その1）、第6号様式（その2）、第10号様式（その1）、第10号様式（その2）、第10号様式（その4）、第12号様式（その1）、第12号様式（その4）、第12号様式（その8）、第13号様式（その1）から第13号様式（その3）まで、第15号様式（その1）から第15号様式（その5）まで、第19号様式、第24号様式から第27号様式まで、第47号様式（その5）、第47号様式（その8）、第48号様式の2から第48号様式の7まで、第51号様式（その1）及び第51号様式（その2））。
- (2) 令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除が実施されることに伴い、特別控除額を記載できるよう様式の改正を行いました（第6号様式（その2））。
- (3) 令和4年度税制改正により、令和6年度分以後の個人住民税において特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるよう地方税法（昭和25年法律第226号）が改正されたことから、市民税・県民税申告書における課税方式の選択欄を様式から削除しました（第42号様式（その1））。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条の改正により項ずれが生じるため、当該条文を引用している規定を改正しました（第18条の3第1項第2号イ）。

3 公布及び施行日

- (1) 公布日
令和6年3月5日
- (2) 施行日
令和6年3月5日
ただし、第18条の3第1項第2号イの改正規定は、令和6年4月1日から施行します。